

幼児教育・保育の無償化に対する意見募集の結果について（概要）

幼児教育・保育の無償化に関して子ども・子育て・若者委員の皆様からご意見を募集いたしましたところ、多数のご意見を提出していただきました。

提出されたご意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本意見募集の対象となる事項以外のご意見などについては、取り上げておりません。

1. 意見募集内容

- (1) 幼児教育・保育の無償化の対象範囲について
- (2) 給食費（副食費）の免除対象範囲について

2. 意見募集期間

令和元年7月12日（金）から令和元年7月17日（水）まで

3. 意見提出方法

ファックス又は郵送

4. 提出いただいた回答数

10件

5. 主な意見の概要と意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

主な意見の概要	意見に対する考え方
(1) 幼児教育・保育の無償化について	
<p>認可外保育施設の基準を満たしていない届出のみの施設に対して今後の対応はどのようにするのか。</p>	<p>現在、本市では指導監督基準を満たしている施設が3施設、届出のみの施設が2施設あります。国は県と施設がある市とで、経過措置である5年間の間、基準を満たすよう指導していくこととなっています。</p> <p>本市では、独自に対象となる施設に基準をいつまでに満たすのかの施設改善計画書を提出していただく予定としております。その計画書を基に届出のみの施設に対して施設改善の指導を行っていきます。</p>
<p>無償化により児童数が増えるなど保育士の確保が必要と考えられるが確保策はどのようにするのか。</p>	<p>本市においては、無償化の対象となる3歳から5歳の就園率が約94%となっていることから大きく児童数が増えることを想定しておりませんが、保育士確保は現在、重要な取り組み事項の1つであります。</p> <p>保育士の確保につきましては、令和元年6月に公立・民間施設が共同で実施しました就職フェアや大学、ハローワーク等に対する保育士就職の呼びかけなどを継続して行っています。</p> <p>また、他市町で行っている保育士確保のための助成金については、本市では、民間施設に対して昭和59年より保育士の処遇改善にかかる補助金を、施設を通じて助成する形をとっております。</p>

(2) 給食費（副食費）の無償化の対象範囲について

<p>無償化の対象範囲について。</p>	<p>国が考えている年収360万円未満相当の世帯や第3子以降といった給食費（副食費）の無償化の対象範囲を拡充し、市独自で年収360万円以上相当の世帯に対しても幼稚園・保育所・認定こども園・高砂児童学園を利用する3歳から5歳のすべての子どもの給食費（副食費）を無償にします。</p>
<p>他市の給食費（副食費）の無償化実施状況について教えてください。</p>	<p>給食費（副食費）を無償化すると発表している市は本市を含めて5市町となっています。また、近隣2市2町においては、現在のところ実施しない予定です。</p>
<p>主食費は無償化の対象とならないのか。</p>	<p>主食費については、これまでどおり実費徴収や家からの持参となります。</p> <p>主食費の無償化についても検討しましたが、これまで各園で主食費の取り扱いが異なっているため、お米を炊く設備の導入などさまざまな課題があることから、この度の無償化については副食費としました。</p>
<p>土曜日の給食費についても無償化となりますか。</p>	<p>このたびの給食費（副食費）の無償化については、保育所・認定こども園で実施している土曜日給食も含んでおります。</p>
<p>無償化のPRについてはどのように実施されますか。</p>	<p>多くの市町が実施していないことから、新聞や広報たかさご、ホームページの掲載だけでなく、各公共施設や商業施設にも継続してポスターなどの掲示にて本市が「子育てしやすいまち」としてPRをしております。</p>